

東日本大震災に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東日本大震災を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。(事業活動の縮小)
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

震災に伴う特例

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合
- ② ①に該当しない事業所であっても、上記の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上(総事業量などに占める割合が3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の場合
- ③ 計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の場合
以上の場合は、最近3ヶ月ではなく最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。(平成23年6月16日までの間は、震災後1ヶ月の生産量などが減少する見込みでも対象となります。)

また、①の場合は、本来は事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が認められます。

(平成23年6月16日まで)

雇用調整助成金の特例対象となる被災地域関連事業主

平成23年4月6日から、災害救助法適用地域(東京都を除く。以下「特例地域」という。)に所在する事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主については、雇用調整助成金の支給要件の特例()の対象となります。

()最近3か月としている生産量等の確認期間を1か月に短縮しています。また、震災後1か月の生産量等が減少見込みである場合も対象になります。

- 1 助成金を受けようとする事業所の最近1年間(計画届を提出した日が属する月の前月又は前々月から遡った1年間)の総事業量等のうち、特例地域の事業所等との事業量等の占める割合が3分の1以上である場合に、特例地域に準じた特例を受けることができます。
- 2 総事業量等とは、他の事業所又は人との経済的な取引の量(売上又は仕入れの量)の合計をいいます。

< 対象となる事例 >

- 例1) 過去1年間の売上が1,000万円である特例地域外の事業所Aの、特例地域内の事業所Bに対する過去1年間の売上が400万円である→事業所Aは特例の対象となる。
- 例2) 過去1年間の木材の仕入量が50トンである特例地域外の事業所Aの、特例地域内の事業所Bからの過去1年間の木材の仕入量が20トンである→事業所Aは特例の対象となる。
- 例3) 過去1年間の売上が1,000万円である特例地域外の事業所Aの、特例地域内の事業所B、C、Dに対する過去1年間の売上がそれぞれ100万円、180万円、120万円である→事業所Aは特例の対象となる。
- 例4) 車を製造している特例地域外の事業所Aで、車100台の製造にネジ10,000個、フロントガラス100個、タイヤ400個を仕入れる必要がある場合で、特例地域内の事業所Bからの過去1年間のネジの仕入れ個数が4,000個である→事業所Aは特例の対象となる。
- 例5) 過去1年間の宿泊者数が200名であった旅館Aにおいて、特例地域から来た過去1年間の宿泊者が70名である→旅館Aは特例の対象となる。

東日本大震災に伴う 雇用調整助成金の活用Q&A

Q1: 雇用調整助成金とはどのような制度ですか？

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために、休業等を実施し、休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額の一部を助成する制度です。

具体的には、「最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主」が対象となります。

なお、中小企業緊急雇用安定助成金は、中小企業向けに雇用調整助成金の助成内容を拡充したもので、直近の決算等が赤字の場合、生産量等の減少が5%未満であっても対象となります。

Q2: 震災により事業所が損壊し、仕事ができなくなってしまった場合も雇用調整助成金は使えますか？

雇用調整助成金は、あくまでも経済上の理由により事業活動が縮小した場合に利用できる制度なので、震災による事業所の損壊が事業活動縮小の直接的な理由である場合は利用できません()。ただし、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり、事業活動が縮小した場合については利用できます。

震災による事業所の損壊により事業を休止する場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者に対して失業手当を支給する制度がありますので、こちらの活用をご検討ください。

Q3: 計画停電による休業も雇用調整助成金の対象となりますか？

計画停電の実施地域に所在する事業所で、計画停電により事業活動が縮小し、休業に係る手当等が支払われた場合には、Q6にあるとおり、雇用調整助成金の特例の対象となります。

(裏面から続く)

Q4 : 雇用調整助成金の支給額はどのくらいでしょうか？

雇用調整助成金は、事業主が休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額に対し、以下の助成率で支給しています。なお、事業主が解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、カッコ内にある助成率となります。

□ 大企業 : 2 / 3 (3 / 4)

□ 中小企業 : 4 / 5 (9 / 10)

上限額は、大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,505円です。

中小企業向けの雇用調整助成金は中小企業緊急雇用安定助成金とい
います。

Q5 : 雇用調整助成金を受給するためには、具体的にどのような手続きが必要ですか？

雇用調整助成金を受給するためには、上記Q1に該当する事業主であることを示す書類を提出するとともに、これにあわせて休業等の計画を事前に届け出る必要があります。詳細な要件については、お近くのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。また、書類の提出が困難な場合も、ハローワーク又は都道府県労働局にご相談ください。

Q6 : 震災を受けて雇用調整助成金を受給する場合には特例があると聞きましたが、どのようなものでしょうか？

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合

に該当しない事業所であっても、上記の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上(総事業量などに占める割合が3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の場合

計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の場合

には、最近3か月ではなく最近1か月の生産量などがその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。(平成23年6月16日までの間は、震災後1か月の生産量などが減少する見込みでも対象となります。)

また、 の場合は、本来は事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が認められます。